

諮問日：平成29年12月11日（平成29年度（最情）諮問第67号）

答申日：平成30年5月25日（平成30年度（最情）答申第7号）

件名：最高裁判所行政不服審査委員会の答申書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所行政不服審査委員会の平成29年度答申第1号（裁判所HP掲載分と異なり、仮名処理されていないもの）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、最高裁判所行政不服審査委員会平成29年度答申第1号（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年11月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた部分のうち審査請求人の氏名及び経歴以外の部分（以下「本件不開示部分」という。）が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。

所有地の所在地及び父母の死亡年月が開示されたとしても、特定の個人を識別することはできない。また、下級裁判所判例集に掲載されている裁判例について、法人等の団体名が記載されていることにより、何らかの弊害が発生しているわけではない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分は、審査請求人の所有地の所在地、父母の死亡年月のうちの月及び事業計画の合意をした株式会社の法人名のほか、最高裁判所行政不服審査委員会の各委員の印影である。

審査請求人の所有地の所在地及び父母の死亡年月のうちの月並びに最高裁判所行政不服審査委員会の各委員の印影は、いずれも個人識別情報（法5条1号）である。

審査請求人と事業計画の合意をした株式会社の法人名は、本件開示文書に事業計画の具体的な内容が記載されていることから、公にすると法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同条2号イ）である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年12月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月9日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年2月23日 本件開示文書の見分及び審議
- ⑤ 同年4月20日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分は、審査請求人の所有地の所在地、父母の死亡年月のうちの月及び事業計画の合意をした株式会社の法人名のほか、最高裁判所行政不服審査委員会の各委員の印影であることが認められる。

このような記載内容に照らすならば、審査請求人の所有地の所在地及び父母の死亡年月のうちの月については審査請求人の個人識別情報と、最高裁判所行政不服審査委員会の各委員の印影については各委員の個人識別情報とそれぞれ認められ、法5条1号ただし書に相当する事情は認められない。

また、本件開示文書において、審査請求人が株式会社と合意した事業計画の具体的な内容が記載されていることからすれば、当該株式会社の法人名について

は、公にすると法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同条2号イ）と認められる。

したがって、本件不開示部分は、同条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当する。

2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人